

傷病手当金 説明資料

傷病手当金は、被保険者とその家族の生活を保障することを目的とした制度です。

支給条件

- ①業務外の病気やけがによる療養のため、仕事に就くことができない
 - ②連続する3日間を含み、4日以上、仕事に就いていない
 - ③休んだ期間について、事業主からの給与の支払いがない
- ①～③のすべてを満たしたときに、支給されます。
ただし、工作中や通勤途中での病気やけがは、労働者災害補償保険となるため、支給対象外です。

給付を受ける権利の時効

労務不能であった日ごとにその翌日から2年

支給期間

傷病手当金・傷病手当金付加金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から通算して1年6カ月間。

支給期間(総日数)の考え方

初回の申請から3日間の待期間を経て、支給を始める4日目より、暦に従って1年6カ月間の計算を行い傷病手当金の支給期間を確定する。

支給日数のカウントについて

- ・出勤により不支給となる期間は、支給日数としてカウントしない。
- ・報酬や、障害年金又は出産手当金等との併給調整により不支給となる期間は、支給日数としてカウントしない。但し、調整の結果、一部でも傷病手当金が支給される場合は、カウントする。
- ・出産手当金を支給すべき場合において既に傷病手当金が支払われているときは、その支払われた傷病手当金は、出産手当金の内払いとみなされ、傷病手当金の支給日数にカウントする。

注意事項

同一傷病とみなされる場合

異なる傷病名でもその実態に明らかな断絶が認められないときや、第一傷病を原因として第二傷病が発生したという因果関係がある場合は同一傷病とみなされます。

また、復職していても、同一傷病での治療が続いている場合は治癒とはみなされません。

出産手当金の支給期間と重なった場合

傷病手当金の支給期間中に、出産手当金を支給すべき事由が生じた場合、傷病手当金の支給は停止されて出産手当金が支給されます。(出産手当金より傷病手当金の金額が多い場合、その差額が支給されます)ただし、出産手当金の支給期間が満了した後、なお傷病手当金の支給を継続して行う状態にあれば引き続き傷病手当金が支給されます。

待期間

働けなくなった日から起算して、連続した3日間の働けない期間を「待期間」といいます。

この期間は傷病手当金は支給されません。

待期間については、「年次有給休暇」、「欠勤」、「休日」のいずれかで連続した3日間の労務不能(働けない状態)がなければなりません。

算定基礎日額

支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額。

入社間もない方など、支給開始日以前の期間が12カ月に満たない場合は、いずれか少ない方の額を使用して計算します。

- a. 支給開始の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- b. 支給開始の属する年度の前年度9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額

傷病手当金

欠勤1日につき「算定基礎日額」の3分の2に相当する額。

(例) 算定基礎日額 (240,000÷30日) ×2/3 = 5,333円

傷病手当金に係る付加給付（退職後の継続給付の場合は対象外）

付加給付とは、健保組合が独自の規約に基づき、法定給付に加えて任意に行う一定の給付です。

傷病手当金付加金

欠勤1日につき「算定基礎日額」の100分の14に相当する額。

(例) 算定基礎日額 (240,000÷30日) ×14/100 = 1,120円

延長傷病手当金付加金

「傷病手当金」「傷病手当金付加金」の受給期間を過ぎても傷病が治らず仕事に就けない場合、さらに最大1年延長して給付金を支給します。

欠勤1日につき「算定基礎日額」の100分の60に相当する額。

(例) 算定基礎日額 (240,000÷30日) ×60/100 = 4,800円

支給調整

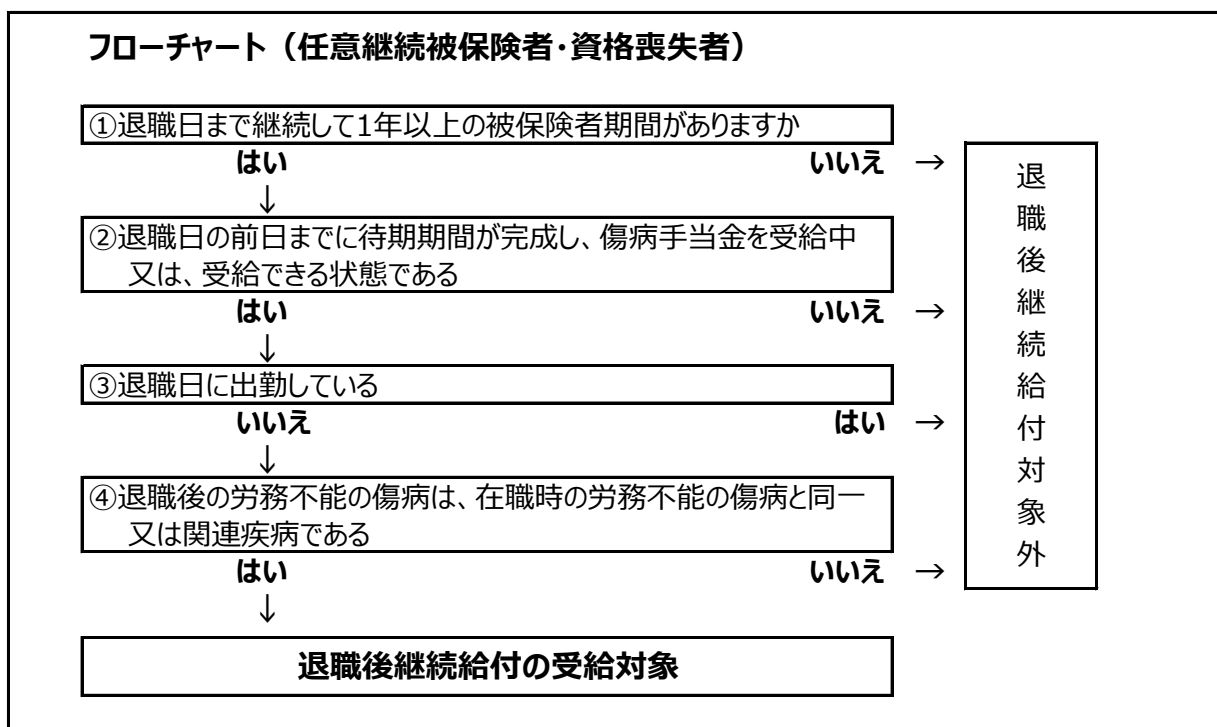
傷病手当金等（傷病手当金、傷病手当金付加金、延長傷病手当金付加金）は以下の支給がある場合に調整（減額）されます。

1. 事業主から報酬の支払いを受けている場合
報酬が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないときは、その差額を支給。
2. 出産手当金・出産手当金付加金を同時に受けた場合
出産手当金の給付が優先。出産手当金の額が傷病手当金より少ない場合は、その差額を支給。
3. 障害厚生年金または障害手当金（同一疾病のみ）を受けている場合
障害厚生年金の額（障害基礎年金も受給している場合は合算した額）の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額を支給。
4. 労災保険の休業補償給付を受けている場合
休業補償給付金の日額が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額を支給。
5. 退職後の老齢（退職）年金（特別支給も含む）を受けている場合
老齢退職年金の額の360分の1が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額を支給。
(在職中は調整しません。)

退職後の継続給付

退職すると被保険者の資格を失い、健康保険の給付を受けられなくなりますが、要件に該当すれば、保険料を納めなくても給付が受けられる場合があります。

1. 資格を喪失した日の前日まで継続して1年以上被保険者であったことが必要
任意継続期間は含まない
2. 退職日当日に傷病手当金を受け得る状態にあることが必要
報酬との調整により支給されない場合を含む
3. 在職中に傷病手当金を受けていた時と同一疾病によって退職後も労務不能状態が続いていること
病名が違って、症状や原因が同じものは同一疾病となります
4. 支給開始日から通算して1年6カ月の範囲であること
1日でも「受給できない日」があれば、同一疾病で再び労務不能になったとしても、その後の傷病手当金は支給できません。退職後は断続して受けることはできません。
5. 失業給付（雇用保険）の給付を受けていないこと
失業保険の給付を退職後に受給したことは、労働の意思及び能力があったという認定がハローワークでなされたのであって、労務不能の支給要件に当てはまらない。



障害年金制度について

傷病手当金受給者や疾病・負傷により療養中の方が、障害年金制度の仕組みや事後重症請求（障害認定日時点では障害年金の等級に該当しないが、その後、症状悪化で障害年金の等級に該当した場合に行う請求）などの請求方法を知らないため、障害年金の請求が遅れてしまう場合があります。請求が遅くなると受け取り可能な年金総額が減少する可能性がありますので、請求は早めに行ってください。

- ・初診日から1年6か月以上経過し、かつ、障害年金の等級に該当している場合は、障害年金を受給できます。
- ・初診日から1年6か月以上経過していれば、その後、65歳までのいつの時点で障害年金の等級に該当しても、障害年金を請求できます。

お問い合わせは、お近くの年金事務所や年金相談センターへ

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

傷病手当金請求にあたってのお願い

1. 「傷病手当金請求書」提出にあたってのお願い

- 1) 記入の際は、消えないボールペンでご記入ください。
- 2) 記入見本を確認の上、**記入が必要とされる欄はすべてご記入**ください。
(資格喪失日、振込口座は該当する方のみ記入)
- 3) 楷書で丁寧にご記入ください。
- 4) 傷病手当金は生活保障を目的としているため、1カ月毎に請求してください。
- 5) 医師証明に記入漏れ、不備（詳しく記載されていない）等ありますと、審査できません。
医師から証明を受けた時点で内容をご確認ください。
- 6) 初回申請の場合、審査に時間を要することがありますので、ご承知おきください。
- 7) 審査に際し、請求内容について照会する場合がありますので、ご承知おきください。
- 8) 請求手続きは必ず会社の人事総務部門を通じて行ってください。

2. 健保ホームページ【傷病手当金】のご案内

【社会保険ガイド】10.病気で会社を休んだとき

https://www.furukawadenko-kenpo.com/02_guide/kenkou_10.html

【届出・申請書一覧】7. 病気やケガで休業しているとき

https://www.furukawadenko-kenpo.com/05_download/index.html#dl7

3. 健康マイページ「給付金支給決定通知書」のご案内

「給付金支給決定通知書」は、加入者へ現金給付の支給決定日、給付金額、給付の内容等をお知らせするものです。（補助金は含まれません。）毎月月末に健康マイページに掲載します。

※対象者には健康マイページ登録メールアドレスに更新通知が配信されます。



↓該当する申請にチェックしてください

傷病手当金(付加金)請求書
延長傷病手当金付加金請求書

Table with 3 columns: 常務理事, 事務長, 担当者

【被保険者へお願い】

- 消えないボールペンで丁寧に記入ください。
訂正する場合は、二重線で抹消し正しい内容をご記入ください。
傷病手当金は生活保障を目的としているため、1ヵ月毎に請求してください。

1/2 枚目

Main application form with multiple sections: 記号・番号, フリガナ, 被保険者氏名, 資格取得日, 会社・事業所名, 傷病名, 申請期間, 発病又は負傷時の状況, 申請期間中の病状, 医師からの指示, 第三者行為, 労災, 障害厚生年金, 照会に関する同意, 在職中の給付金支払い, 金融機関コード, 添付書類


Table for payment details: 給付種別, 支給回数, 支給日, 支給期間, 待期3日, 給付期間, 法定給付, 付加給付

【医療機関へお願い】

- ・治療期間ではなく、療養のため就労できなかったと認められる期間をご記入ください。
- ・労務不能と認めた期間は、主治医の証明日以前の期間をご記入ください。
- ・楷書で丁寧に記入ください。訂正した場合は、訂正印を押してください。

医 師 の 証 明 欄	患者氏名			2/2 枚目		
	傷病名			初診日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	
	発病又は負傷の年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	発病又は負傷の原因			
	労務不能と認めた期間	初回は待期期間3日含めた期間であること 主治医の証明日以前の期間を記入(未来日は不可)			診療実日数	日
	上記の内入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日			退院日	年 月 日
	就労可能見込み	令和 年 月 日頃 / <input type="checkbox"/> 現時点では不明			手術日	年 月 日
	労務不能と認めた期間の主たる症状及び経過	治療内容・検査結果・療養指導等(詳しく) ・記入された内容に対して審査し支給決定を行うため詳しく記載してください。 ・記入漏れは不備になりますので、ご注意ください。 ・訂正した場合は、訂正印を押してください。 ・楷書で丁寧に記入ください。			投薬の有無 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	学的所見
人工透析実施又は人工臓器を装着したとき	上記のとおり相違ないことを証明します。					
人工透析の実施又は人工臓器を装着した日 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	所在地 令和 年 月 日					
人工臓器等の種類 <input type="checkbox"/> 人工肛門 <input type="checkbox"/> 人工関節 <input type="checkbox"/> 人工骨頭 <input type="checkbox"/> 心臓ペースメーカー <input type="checkbox"/> 人工透析 <input type="checkbox"/> その他()	医療機関名 医療機関の名称・所在地はゴム印を使用してください。 医師名 ⑧ 電話番号 ()					
医療機関の名称・所在地はゴム印を使用してください。						

事 業 主 の 証 明 欄	労務に服さなかった期間	被保険者記入の申請期間と一致していること (15 日間)			
	給与計算締日	15 日	給与の支給形態	<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給 欠勤日に不就業控除されない方は「月給者」	
	給与支給日	<input checked="" type="checkbox"/> 当月 <input type="checkbox"/> 翌月 25 日	復職状況	<input type="checkbox"/> 未復職 <input checked="" type="checkbox"/> 復職 3 年 6 月 8 日	
	上記期間中に給与を支給しましたか(待期3日は除く)	<input checked="" type="checkbox"/> はい→支給内容を下欄に記入してください <input type="checkbox"/> いいえ		出勤 0 日 有給 4 日	
	支給内容	支給対象期間(待期期間3日分は記入不要)		月数・日数 支給額	
	不就業手当	令和 3 年 5 月 28 日 ~ 令和 3 年 5 月 28 日	1 日	17,678 円	
	テレワーク手当	令和 3 年 5 月 16 日 ~ 令和 3 年 6 月 15 日	1 日	3,000 円	
	通勤手当	令和 3 年 5 月 16 日 ~ 令和 3 年 6 月 15 日	1 日	6,400 円	
	不就業手当等の支給額がある場合、計算式等を記入してください。	5/28分 不就業手当:基準給 360,050円×0.0491×1日=17,678円			
	上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 3 年 7 月 2 日				

所在地	東京都〇〇区〇〇1-2-3	問合せ担当者	【事業主へお願い】 ・訂正は二重線で抹消し正しい内容と、証明者氏名(サイン)を記入してください。 ・初回、最終回の申請書には、「賃金台帳」と「出勤簿」の写しを必ず添付してください。 ・2回目以降でも、賃金の一部が支給される場合は添付してください。
名称	〇〇株式会社		
代表者氏名	〇〇 〇〇		
住所、事業所名、事業主名/代理人名はゴム印を使用してください。			←担当者データ印または朱印